

越谷市

土砂の堆積等の規制に関する条例

【条例の目的】

この条例は、土砂を堆積(たいせき)するときの高さ、法面の勾配などの規制を行うことや、汚染された土砂の搬入を禁止することで、災害の発生及び汚染された土砂の搬入を未然に防止し、市民生活の安全確保及び生活環境を保全することを目的としています。

許可制度について

こんなときは許可が必要です。

埋立てや盛土を行う面積（土砂の堆積が一団の土地の区域において行われる場合は、それぞれの合計面積）が500㎡以上になる土砂の堆積を行う場合。

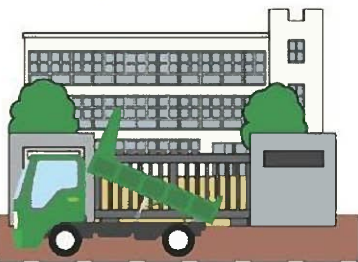


越谷特別市民
ガーヤちゃん

許可が不要な場合もあります。

開発など他法令で規制される事業
*ただし届出が必要となる場合もあります。

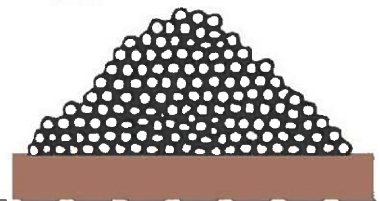
公益事業



この場合、他
法令の許可書
の写しが必要
となります。

製品

砂利

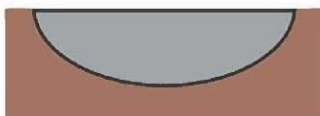


定義について

土砂とは 建設工事などにより発生した土、砂、礫及びこれらが集まったものをいう。

堆積とは 埋立て、盛土や一時的な土砂の保管をすることをいう。

埋立て



盛土



一時的な土砂の保管



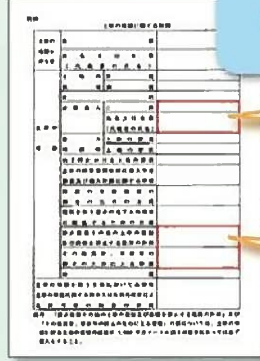
土砂の堆積の許可申請について

市指定の許可申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付したものを正本1部、副本1部（控えが必要な場合は合計3部）作成し、許可申請を行ってください。
 許可申請書等の書式は廃棄物指導課窓口で配布しています。また、越谷市ホームページからもダウンロードすることができます。

● 条例9条 施行規則第5条 関係

① 許可申請書

第2号様式
 (第5条関係)



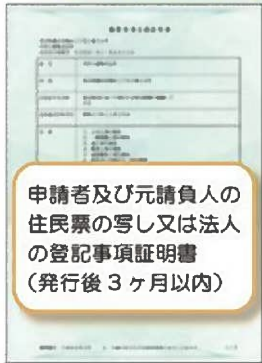
別紙

元請負人がある場合は、直接建設工事を請け負った証明。

土砂の堆積面積が3,000㎡以上の場合、排水施設計画及び災害防止措置を記載してください。

● 施行規則第10条 関係

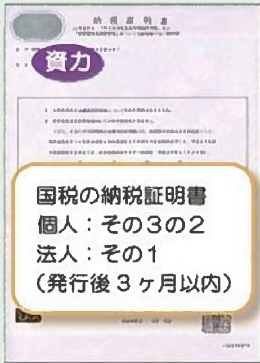
② 申請者等を証する書面



申請者及び元請負人の住民票の写し又は法人の登記事項証明書（発行後3ヶ月以内）

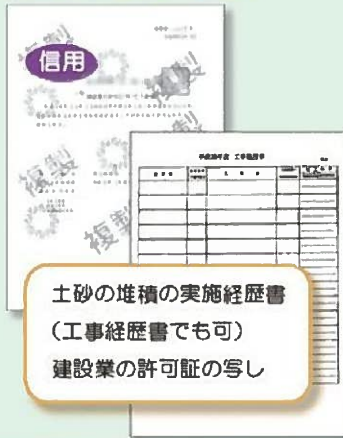
▲法人の登記事項証明書は法務局で取得してください。

③ 申請者等に資力、信用があることを証する書面



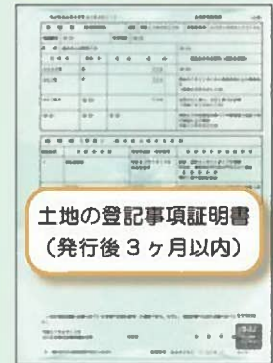
国税の納税証明書
 個人：その3の2
 法人：その1
 (発行後3ヶ月以内)

▲最寄の税務署で取得してください。



土砂の堆積の実施経歴書（工事経歴書でも可）
 建設業の許可証の写し

④ 土地の登記事項証明書



土地の登記事項証明書（発行後3ヶ月以内）

▲法務局で取得してください。

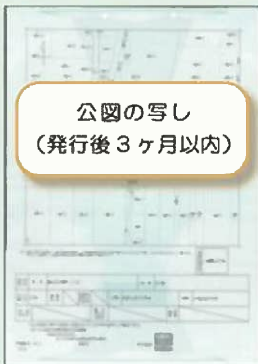
上記のものがない場合は誓約書を提出してください。

⑤ 同意書の書面



▲土地所有者から同意を得てください。

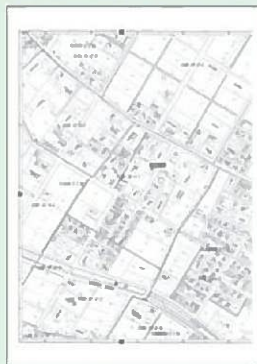
⑥ 土地の区域を示す図面



公図の写し（発行後3ヶ月以内）

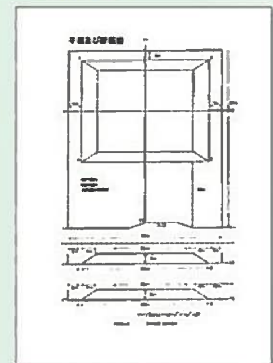
▲法務局で取得してください。

⑦ 土地の位置を示す図面



▲ご自身で作成してください。

⑧ 土地の堆積の平面図、断面図



▲ご自身で作成してください。

⑨ 必要に応じて擁壁の構造図や計算書、地表面の安定計算書等

許可業者の義務

着手時

●土砂の堆積の着手届出書の提出

第8号様式
(第17条関係)

土砂の堆積に着手した日から起算して10日以内に届出が必要です。

●土砂の堆積を行っている間、許可標識を現場に掲載



第7号様式 (第15条関係)

50 cm 以上

60 cm 以上

着手後

●土砂の堆積に係る定期の届出書の提出

第9号様式
(第18条関係)

土砂の堆積を行っている間は、3ヶ月ごとに、定期の報告が必要です。当該期間を経過後20日以内に右記の添付書類も合わせて届け出てください。ただし堆積期間が3ヶ月未満の場合、必要ありません。

添付書類

土砂の採取場所を証明する書類 (責任者の押印必要)



3ヶ月ごとの期間の最後の日の1週間前の日以降に撮影した土砂の堆積に係る土地の写真

写真撮影時における土砂の堆積に係る土地の平面図及び断面図



●3,000 m²以上の場合

土砂の堆積に係る土地の汚染調査結果届出書の提出 (土砂の堆積に係る土地の区域の面積が3,000m²以上の場合)

第10号様式
(第19条関係)

別紙

- 調査項目 (施行規則第19条)
- ア カドミウム及びその化合物
 - イ 六価クロム化合物
 - ウ シアン化合物
 - エ 水銀及びその化合物
 - オ セレン及びその化合物
 - カ 鉛及びその化合物
 - キ 砒素及びその化合物
 - ク ふっ素及びその化合物
 - ケ ほう素及びその化合物
 - コ 市長が通知したもの

土砂の堆積に着手した日から起算して6ヶ月毎に、区域の汚染調査を行い、調査結果の届出が必要です。6ヶ月以内で完了した場合は、完了後すみやかに汚染調査を行い同様の届出が必要です。

- 調査試料の採取地点は、900m²ごとに1地点以上の割合で均等に選定する。
- 着手後6ヶ月ごとに調査する。

完了時

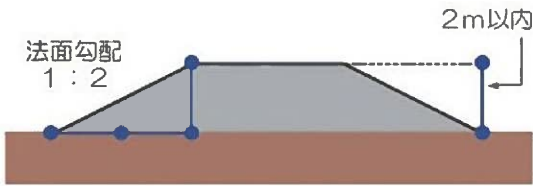
●土砂の堆積の完了 (廃止) 届出書の提出

第11号様式
(第20条関係)

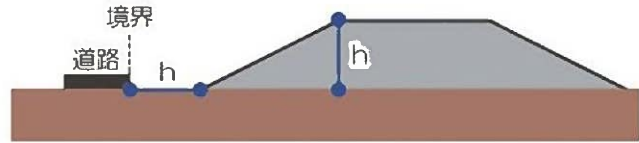
土砂の堆積が完了した日から起算して10日間以内に届出が必要です。

！ 条例で規制される行為

- 原則土砂の高さ2m以内 法面勾配 1:2



- 道路や水路、宅地などから一定の距離を離す



- 汚染された土砂の堆積



- その他規制があるので、廃棄物指導課に
問い合わせてください。
- 罰則もあります。

この他、以下のような手続き等が必要な場合があります。

- 農地に関しては、越谷市 農業委員会事務局に相談してください。
農業委員会事務局 TEL:048-963-9279
- 埼玉県内で500m³以上の土砂を排出する場合は、埼玉県の
各環境管理事務所にご相談ください。

● 問い合わせ ●

越谷市 廃棄物指導課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL: 048-963-9188
FAX: 048-963-9175



こしがや



越谷特別市民
ガーヤちゃん